

## 香川県条例第16号

香川県企業誘致条例の一部を改正する条例

香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、<u>物流拠点施設</u>又は観光施設を設置する企業に対し、助成措置を講ずることによってその立地を促進し、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>物流拠点施設</u> 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者（以下「製造業者等」という。）が、その製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設であって、県の区域を越える物流の拠点となるものをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(助成企業の指定)</p> <p>第3条 知事は、企業が工場、試験研究施設、情報処理関連施設、<u>物流拠点施設</u>又は観光施設（以下「対象施設」という。）を設置しようとする場合（<u>物流拠点施設</u>にあつては、製造業者等に賃貸する目的で設置しようとする場合を含む。）において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該対象施設の設置が雇用機会の拡大、にぎわいの創出その他県民生活の安定向上に寄与するものとして、対象施設の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設又は観光施設を設置する企業に対し、助成措置を講ずることによってその立地を促進し、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(助成企業の指定)</p> <p>第3条 知事は、企業が工場、試験研究施設、情報処理関連施設又は観光施設（以下「対象施設」という。）を設置しようとする場合において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該対象施設の設置が雇用機会の拡大、にぎわいの創出その他県民生活の安定向上に寄与するものとして、対象施設の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象施設ごとに指定をすることができる。</p>

施設ごとに指定をすることができる。

2・3 略

附 則

(この条例の失効)

4 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 平成30年3月31日以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日前に設置された同項に規定する物流拠点施設のうち、同日以後に業務を開始し、又は製造業者等に賃貸するもので知事が特に必要と認めたものについても、適用する。この場合において、同項中「設置しようとする」とあるのは、「設置した」とする。

2・3 略

附 則

(この条例の失効)

4 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 平成25年3月31日以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。